

第1回一関市水道事業経営審議会

日 時：令和4年12月20日（火）
午後1時30分～3時30分
場 所：一関文化センター 小ホール

〔 委嘱状交付 〕

〔 委員紹介 〕

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長及び副会長の互選
- 4 諮問
- 5 説明
 - (1) 一関市水道事業経営審議会について
 - (2) 一関市水道事業の概要
- 6 講演
 - 講師：矢巾町政策推進監 吉岡 律司 氏
 - 演題：水道事業の将来設計
- 7 意見交換
- 8 その他
- 9 閉会

資料1 一関市水道事業経営審議会委員名簿
資料2 一関市水道事業経営審議会条例
資料3 一関市水道事業経営審議会について
資料4 一関市水道事業の概要

一関市水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略/五十音順)

No.	氏名	ふりがな	備考
1	石川 聖浩	いしかわ まさひろ	一関商工会議所常議員 ／(有)一関ミート代表取締役社長
2	岩淵 省一	いわぶち せいいち	平泉町建設水道課長
3	菊地 健治	きくち けんじ	岩手県立磐井病院事務局長
4	菊地 正子	きくち しょうこ	一関商工会議所女性会千厩支部長
5	熊谷 和子	くまがい かずこ	JAいわて平泉女性本部役員
6	佐々木 京子	ささき きょうこ	一関市保健推進委員連絡協議会副会長
7	佐藤 愛理	さとう あいり	いわて生活協同組合常務理事
8	佐藤 利幸	さとう としゆき	東北電力ネットワーク(株)一関電力センター所長
9	高橋 系子	たかはし けいこ	まちづくりスタッフバンク
10	千田 好記	ちだ よしき	一関市水道工事業協同組合理事長 ／大宝商事(株)代表取締役
11	千葉 一郎	ちば いちろう	一般社団法人岩手県中小企業診断士協会副会長
12	千葉 博	ちば ひろし	一関市区長会連絡協議会会長
13	千葉 理恵	ちば りえ	一関市環境審議会委員
14	二階堂 満	にかいどう みつる	一関工業高等専門学校未来創造工学科化学・バイオ系教授
15	松岡 千賀子	まつおか ちかこ	まちづくりスタッフバンク
16	山岸 学	やまぎし まなぶ	一関東工業団地企業連絡協議会会長 ／(株)岩手日日新聞社代表取締役

一関市水道事業経営審議会事務局名簿

No.	氏名	ふりがな	備考
1	佐藤 孝之	さとう たかゆき	上下水道部長
2	中田 善久	なかだ よしひさ	上下水道部次長兼総務管理課長
3	佐藤 伸一	さとう しんいち	上下水道部次長兼東部上下水道課長
4	佐藤 耕一	さとう こういち	水道課長
5	鈴木 隆稔	すずき たかとし	総務管理課総務係長
6	熊谷 貴之	くまがい たかゆき	総務管理課水道経営管理係長
7	鈴木 文香	すずき ふみか	総務管理課水道経営管理係主任主事
8	青柳 光幸	あおやぎ てるゆき	総務管理課水道経営管理係主任主事

○一関市水道事業経営審議会条例

平成17年10月31日

条例第223号

改正 平成26年3月14日条例第16号

令和2年3月16日条例第1号

(設置)

第1条 水道事業の適正かつ円滑な経営を図るため、市長の諮問機関として、一関市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業経営に関する重要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び水道の利用者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部総務管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日条例第16号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

一関市水道事業経営審議会について

令和4年12月20日(火)
一関市水道事業経営審議会

1 一関市水道事業経営審議会の概要

設置根拠:一関市水道事業審議会条例 (平成17年一関市条例第223号)

(設置)

第1条 水道事業の適正かつ円滑な経営を図るため、市長の諮問機関として、一関市水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業経営に関する重要な事項について調査審議する。

委員:知識経験を有する者及び水道の利用者の内から市長が委嘱

任 期:2年(令和4年12月20日～令和6年12月19日)

開催回数:年2回～3回程度 会議の都度ご案内を送付します。

会議の公開:会議は原則として公開することとなります。

- ▶会議後、議事録を作成し、市のホームページに掲載します。(発言者の個人名は記載しません。)
- ▶会議の傍聴を許可しています。

2 一関市水道事業経営審議会の審議経過

平成26年度～平成27年度

▶諮問「一関市水道事業ビジョンの策定について」



審議会において水道事業ビジョンの素案を審議し答申



一関市水道事業
ビジョンの
策定
(平成28年3月)

一関市水道事業ビジョン

平成28年3月
一関市

平成28年度～平成30年度

▶テーマ「水道事業の概況について」



各年度の決算状況などを審議

令和2年度～令和4年度

▶ 諮問「水道料金の改定について」



審議会において水道料金の改定について審議し答申



水道料金の改定
(令和4年10月施行)

水道料金
改定の
お知らせ



1日 (11月検針分) から改定となります

※下水道使用料は変更ありません

課量料金 (税別)	現在の料金	令和4年10月検針分から
10m以下	100	108
10mを超え 20mまで	210	228
20mを超え 30mまで	220	239
30mを超え 50mまで	240	260
50mを超え 1,000mまで	290	308
1,000mを超え 5,000mまで	220	239
5,000mを超え各分	200	217

1回目の改定
令和4年11月検針分から
基本料金、従量料金とも8.7%増
(50m～1,000mの従量料金は6.3%増)

●2回目の改定
令和6年5月検針分から
基本料金、従量料金とも5.5%増
(50m～1,000mの従量料金は4.0%増)

3 今後の審議内容

令和4年度～令和6年度

▶ 諮問「水道事業の適正かつ円滑な運営について」



- ・水道料金の徴収・メーター検針業務等について
- ・水道施設及び水道管路の維持管理、整備等について審議予定



一関市水道事業の概要

令和4年12月20日(火)
一関市水道事業経営審議会

1 水道事業の創設と給水区域の拡張

一関市の水道事業は、昭和10年6月に岩手県内では盛岡市に次いで2番目、旧一関町で給水を開始したのが始まりです。一関市中里字新川原(前堀)に浅井戸を掘削し水源としました。翌年には、旧山目村や旧中里村にも給水を行い、生活用水として利用されました。

当時は自家用井戸の水質が悪いため伝染病の発生が多く、夏場には井戸水が枯れるなど公衆衛生上、また防火の観点から水道の創設を望む声があり、このような背景から県内でも比較的早い時期に水道事業が始まりました。



現在の前堀1号取水井
昭和9年の取水以降、現在まで豊富な水量と安定した水質を保っています。

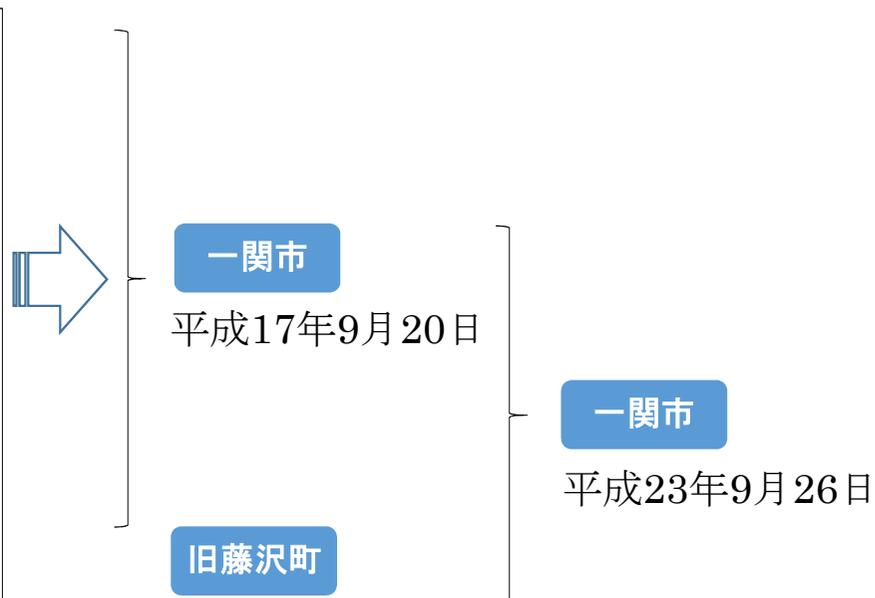
一関地域では、昭和27年度に認可を受けた第1次拡張事業から平成10年度の第7次拡張事業まで給水区域の拡張を行い高度経済成長期の水需要に対応してきました。

市内の各地域においては旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧川崎村が昭和29年に給水を開始するなど昭和20年代から30年代にかけて順次給水が開始されました。



旧一関市	昭和10年
旧花泉町	昭和29年
旧大東町	昭和29年
旧千厩町	昭和29年
旧東山町	昭和35年
旧室根村	昭和56年
旧川崎村	昭和29年
旧藤沢町	昭和31年

創設・拡張期



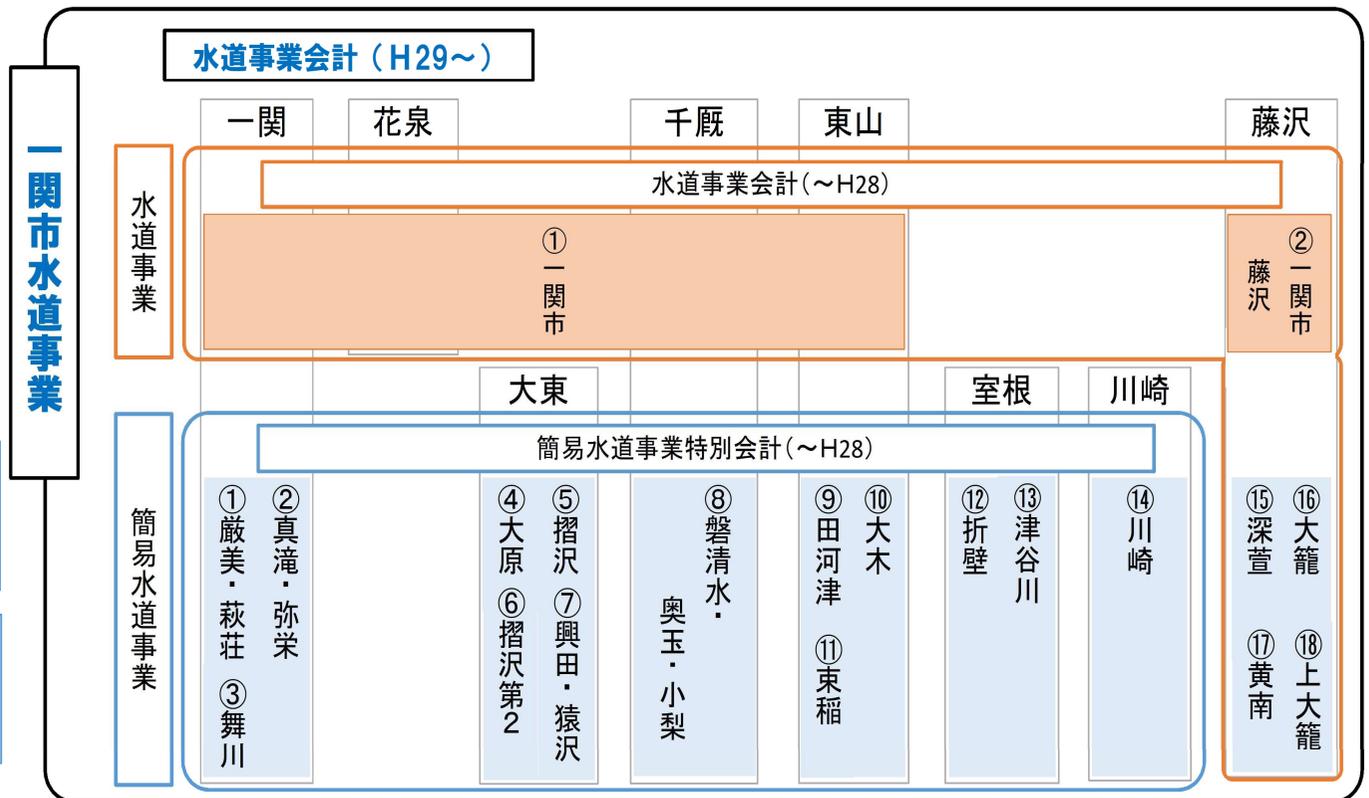
2 市町村合併と経営統合

平成17年の市町村合併の際に4水道事業(一関、花泉、千厩、東山)を統合、一関市水道事業 ※1として創設、平成23年に藤沢町水道事業が加わりました。

簡易水道事業 ※2 は、花泉地域を除く地域において18事業を運営していましたが、平成29年4月、これらの事業を統合(上簡統合)し、現在に至っています。

※1 水道事業は給水人口5,000人超の水道事業。「地方公営企業法」が適用され独立採算が原則。

※2 簡易水道事業は給水人口101人以上5,000人以下の水道事業。一関市の特別会計で運営されていた。



3 一関市水道事業の現状



大規模な水源に恵まれていないことから、市内各地に河川や井戸など42か所の水源を確保しています。

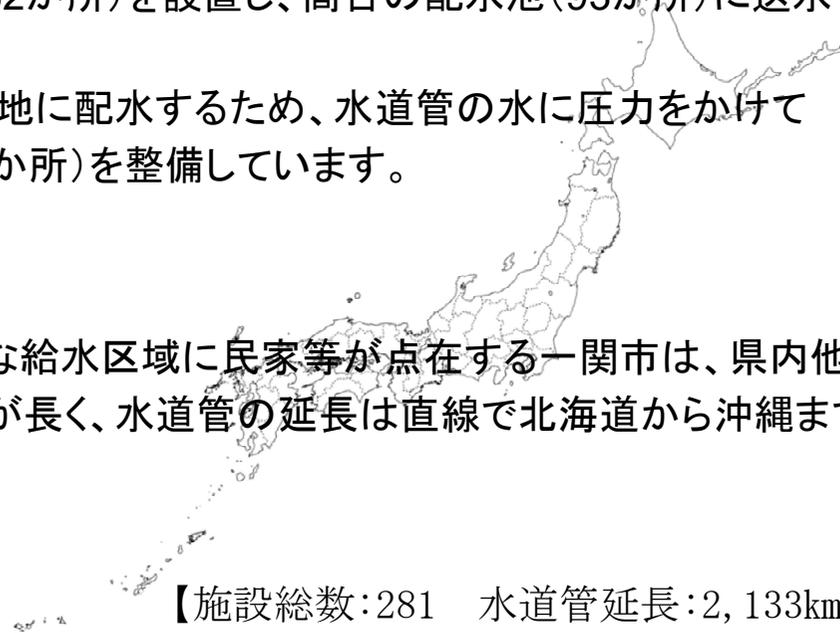


水源には浄水施設(32か所)を設置し、高台の配水池(93か所)に送水しています。

起伏に富んだ市内各地に配水するため、水道管の水に圧力をかけて送水するポンプ場(114か所)を整備しています。



広大な給水区域に民家等が点在する一関市は、県内他市に比べて水道管の延長が長く、水道管の延長は直線で北海道から沖縄までの距離に相当します。



【施設総数:281 水道管延長:2,133km R3年度末時点】

大規模な水源に恵まれない一関市は、市の東部でその影響が大きく、水道の普及率は室根地域37.5%、大東地域66.5%など市全体の普及率を下回っています。

未普及地域の水道施設整備については、水道に接続しようとする方の初期費用と、水源の確保、配水管の整備に係る費用、維持管理費など公営企業としての採算性を総合的に検討した結果、「生活用水確保支援事業」として

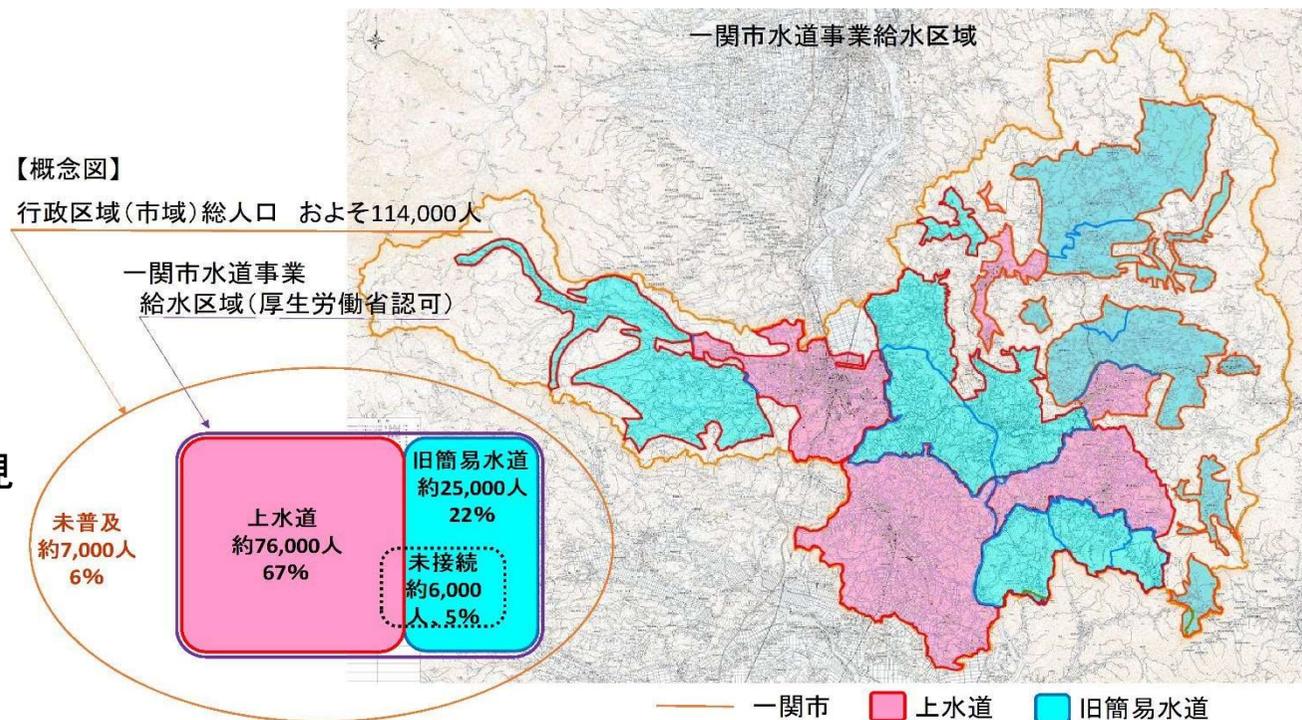
- ① 水質検査支援事業
(水質検査の支援と検査費用の補助)
 - ② 生活用水確保支援事業補助金
(飲用井戸掘削などの補助)
- を市の一般会計で実施することとしました。

水道未普及地域における今後の施設整備(給水区域の拡張)は国の制度の見直しや広域連携の進捗、宅地開発の状況など、環境の変化が生じた時点で検討することとしています。

水道普及率

地域	人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)
一関	54,887	52,287	95.3
花泉	12,283	12,081	98.4
大東	12,273	8,163	66.5
千厩	10,027	7,226	72.1
東山	6,028	5,298	87.9
室根	4,545	1,706	37.5
川崎	3,336	3,297	98.8
藤沢	7,300	7,036	96.4
計	110,679	97,094	87.7

R3年度末時点

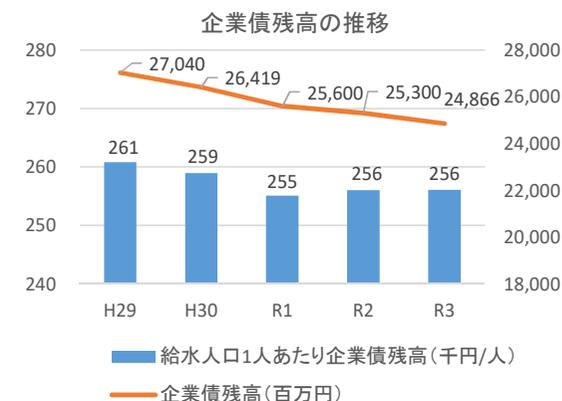
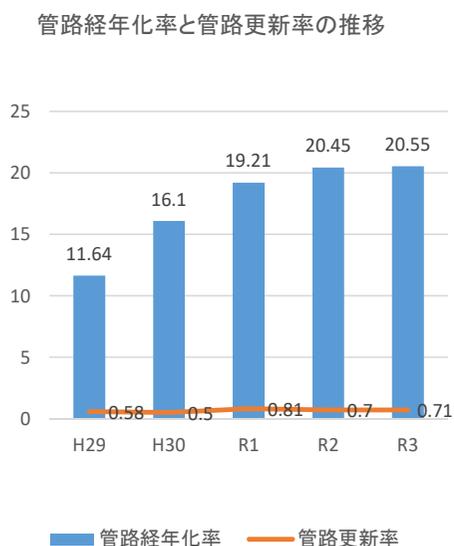
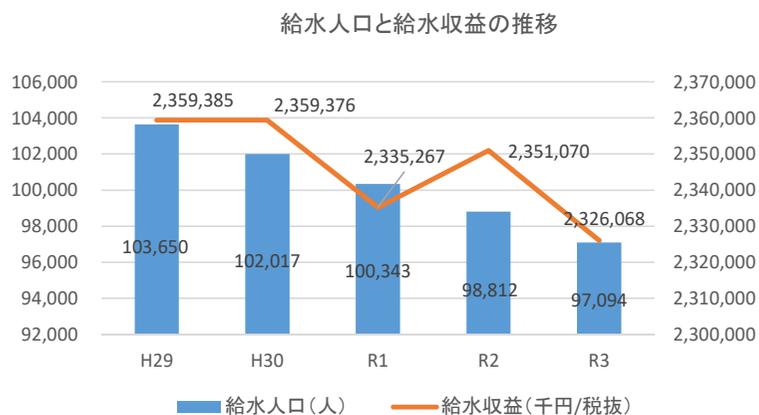


4 一関市水道事業の課題

人口減少に伴う給水収益(料金収入)の減少が見込まれる一方で、高度経済成長期に整備した水道管、水道施設が耐用年数を迎え、更新需要が高まっています。また、配水した水道水のうち料金収入となった水量の割合を示す有収率(ゆうしゅうりつ)が80%台で推移しており、漏水を防止する対策が急務となっています。

【有収率:R2実績80.31% R2全国平均89.8%】

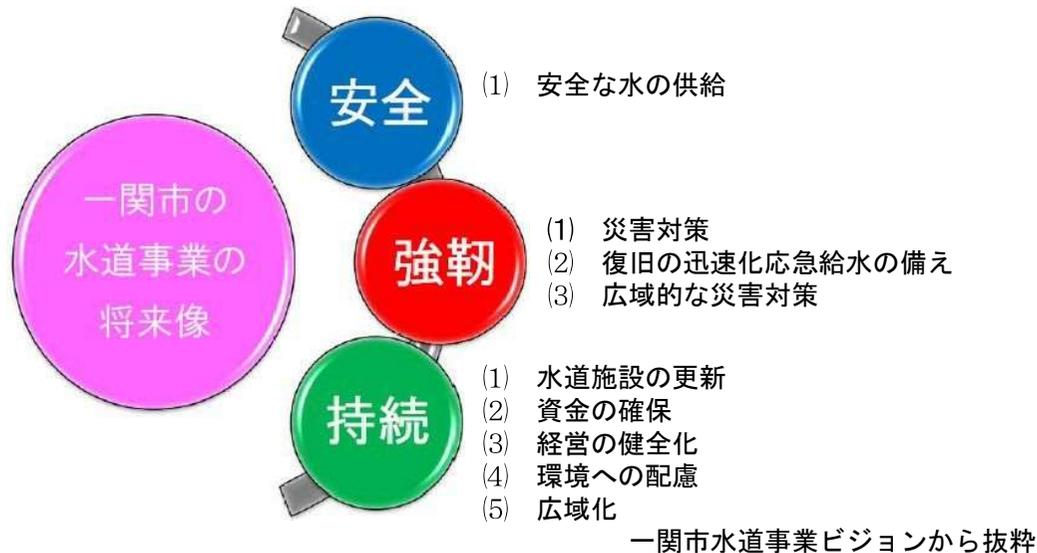
企業債については、平成29年度に簡易水道事業特別会計の債務を継承したため、令和3年度末で248億円の残高となっており、削減が課題となっています。



5 水道事業ビジョンの策定とこれまでの取組

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の更新需要の増加など水道事業は転換期を迎えております。このような中、国においては、水道事業を取り巻く状況の変化に対応して「安全」「強靱」「持続」を将来像に掲げた新水道ビジョンを平成25年3月に公表しました。

一関市では国の指針に基づき、平成28年3月に「一関市水道事業ビジョン」を策定し、市民の生活や経済活動を支えてきた水道を今後も継続していくため、目指すべき将来像を具現化するための取組を掲げました。



水道事業ビジョンに掲げた「安全」「強靱」「持続」の将来像を実現するための各種取組

■業務組織の集約と業務委託など官民連携の推進

- ▶平成29年度 水道事業と簡易水道事業の経営統合
- ▶平成30年度 水道施設運転管理業務の包括委託(1期目)
- ▶令和元年度 業務組織集約の検討
- ▶令和2年度 料金徴収等窓口業務の包括委託(1期目)

■水道施設の統廃合など

- ▶平成29年度 水道施設集中監視体制の整備
管路網の一元管理(マッピングシステム導入)
- ▶令和元年度 畑の沢水源浄水処理を上巻浄水場に統合
大木水源の廃止
釣山配水池の更新(ダウンサイジング)
- ▶令和2年度 関が丘ポンプ場、東台ポンプの廃止
渋民浄水場と勝善浄水場の機能統合

■職員数の推移

- ▶平成17年 58人
- ▶平成18年 57人
- ▶平成19年 56人
- ▶平成22年 55人
- ▶平成23年 53人
- ▶平成24年 52人
- ▶平成26年 51人
- ▶平成28年 50人
- ▶平成29年 48人
- ▶平成30年 41人
- ▶令和2年 32人
- ▶令和3年 31人

**令和2年4月から
水道お客様センターを設置します**

～水道料金徴収等の業務を民間委託～

市では、令和2年4月から市民サービスの向上と水道事業経営の効率化のため、水道料金徴収等の業務を民間事業者へ委託します。
4月からは、料金のお支払いや水道の使用開始・中止のお申し込みは、民間事業者による水道お客様センターで受け付けます。

設置場所	①一関市水道お客様センター 市役所本庁1F ☎21-8562 対象地域：一関、花泉地域 ②一関市水道お客様センター千厩 市役所千厩支所西棟3F ☎53-2130 対象地域：大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢地域	委託を受けた 私たち業務従事者と 検計員は、この制服を 着用し、身分証明書を持参します。	
委託する相手方	フジ地中情報・一関市水道工事業協同組合 共同企業体		

窓口業務の委託を開始



水質検査の様子



災害時応援協定の締結



規模を縮小して更新した釣山配水池



災害時応急活動訓練の様子



耐震性を強化した沢配水池

[参考] 令和4年9月メーター検針の際に配付したチラシ

令和4年10月1日(11月検針分)から改定となります

※下水道使用料は変更ありません

新しい料金表

基本料金 (税抜)		円
メーター口径	現在の料金	令和4年11月検針分から
13mm	900	978
20mm	1,000	1,087
25mm	1,300	1,413
30mm	1,800	1,956
40mm	3,100	3,369
50mm	5,300	5,761
75mm	11,200	12,174
100mm	19,600	21,305
150mm	45,100	49,023

従量料金 (税抜)		円
使用水量が1mにつき	現在の料金	令和4年11月検針分から
10mまで	100	108
10mを超え20mまで	210	228
20mを超え30mまで	220	239
30mを超え50mまで	240	260
50mを超え1,000mまで	290	308
1,000mを超え5,000mまで	220	239
5,000mを超える分	200	217

料金改定の内容

利用者の負担増に配慮して、右のとおり2段階での改定を行います。

- 1回目の改定
令和4年11月検針分から
基本料金、従量料金とも8.7%増
(50m~1,000mの従量料金は6.3%増)
- 2回目の改定
令和6年5月検針分から
基本料金、従量料金とも5.5%増
(50m~1,000mの従量料金は4.0%増)

今回の水道料金の改定に当たっては、水道事業経営審議会の答申を尊重するとともに、水道使用者の負担増を考慮した料金水準の検討を行い、令和3年12月の市議会でも水道料金を改定するための条例が可決されたものです。

料金改定の背景

一関市の水道事業は、人口減少に伴い料金収入が減少する一方で、水道管や浄水場など水道施設の更新需要が増加するため、財政状況が厳しくなると見込んでいます。

◇建設改良事業に毎年度20億円の支出を見込んでいます

高度経済成長期に整備した水道管や水道施設の老朽化が進み、今後、建設改良事業に毎年度約20億円が必要になると試算しています。

水道管2,133kmの約20%、438kmが法定耐用年数を経過しています。

◇財源繰越額として10億円の確保を目標としています

現在の料金では、令和5年度末に財源繰越額が10億円を下回り、令和8年度末には枯渇する見込みです。

災害に係る臨時的な支出に備え、10億円の財源繰越額を確保することを目標としています。

◇企業債(借入金)残高の削減に取り組んでいます

施設整備のため借入れした企業債残高が、およそ248億円となっており、健全経営のため削減に取り組んでいます。



[参考] 広報いちのせき I-style 令和4年12月号の抜粋

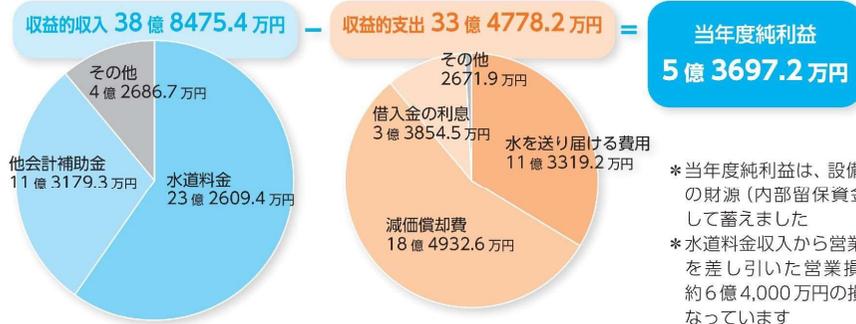
水道事業

水道事業を運営するための財源は、主に「水道料金」「他会計補助金」「企業債」です。

〒上下水道部 総務管理課
☎2111 (内8585)

|| 水道水を送り届けるための収支 (収益的収支) ||

- ◆およそ97,000人の給水人口に対し、年間総配水量は12,257,679m³ (およそ東京ドーム9.8杯分)となりました。
- ◆年間210件の漏水修繕工事を行いました。
- ◆法令に基づく水質検査 (全32浄水施設、1,207件) を行い、安全な水の供給に努めました。



|| 水道管や水道施設整備のための収支 (資本的収支) ||

- ◆脇田郷浄水場中央監視制御システム機器更新工事 (一関)、渋民浄水場勝膳水源系統合工事 (大東) などの水道施設整備を実施し、水道の安定供給に努めました。
- ◆市道二ツ檀清水原線 (花泉)、市道西小田梅田線 (千厩)、田河津地区市道林前線 (東山)、折壁地区市道里返線 (室根)、川崎地区市道矢作泉館線 (川崎)、市道宮ノ脇新城沢線 (藤沢) など計45路線、総延長15,069mの老朽化した水道管の更新工事を行いました。

